

職業訓練に関する国際シンポジウム

—

七月一四日から一六日までの三日間、東京・農林年金会館において、総評（日本労働組合総評議会）と中立労連（中立労働組合連絡会議）とが主催する「職業訓練に関する国際シンポジウム」が行なわれた。主催者側の提案した趣旨は、「(1) 近年著しく関心の高まってきた職業訓練制度の実態について、諸外国との交流を深め、討論を行ない、運動の前進を図る。(2) ILO 条約並びに勧告の精神に基づく雇用、職業訓練のあり方について国際的な経験を通じ、労働者の地位の向上をはかる」の二点であった。外国代表としては、ドイツ民主共和国から F D G B 職業訓練部長ギュンター・ハンス・フランツ、同国際部ライナー・クルト・フリーユが

1、ソ連から A U C C T U 生産部長エフレメンコ・エフゲニー・イラリボビッチと通訳のハバロフスクラジオ放送局員チユー・エン・ユイ、フランスから C G T 傘下の職業・技術教育労働組合書記長シヤルル・ラボト、イタリアから C G I L 傘下の全国建設労働組合連合書記ジャー・フランコ・ベルナルディニの各氏、そのほかにフランスから傍聴一名の四か国代表計七名が参加した。主催者側はこのほかスエーデンの I O にも参加を呼びかけたが先方のつごうで来日できなかった。日本側からは、総評、中立労連、各傘下単産代表、研究者など約六〇名（代表団長は総評副議長の三原大乗氏）が参加した。

シンポジウム開会に先立って一四日午前一〇時半から開かれた運営委員会の席上、最終日に採択する予定の共同コミュニケの内容について議論した際、外国代表から多数のそつ直な希望が出され、その意欲的な姿勢に日本側運営委員が改めて思い知らされる一幕があった。

シンポジウムは、一四日午後一時四〇分にはじまった。第一日は、主催者を代表する総評の市川議長挨拶、美濃部東京都知事のメッセージ（代読）のあと、日本代表団の基調報告が行なわれ（報告者・総評常任幹事田中幸男）、ついで三時からソ連代表の報告が行なわれた。第二日には、まずイタリア代表の報告、つづいてフランス代表の報告、昼食をはさんで二時二〇分からドイツ民主共和国代表の報告があり、ついで、四時から約一時間にわたって、日本側参加者と外国代表とのあいだで質疑応答・経験交流が行なわれた。第三日は、議長団（三原・佐々木）の提案したすすめ方に従って全総訓（全国総合職業訓練校労働組合）委員長・十七圭三、総評組織部長・谷正水、イタリア代表、ソ連代表、日教組中執、橋本三郎の各氏の発言があつて討論をおわり、つづいて運営委員会で共同コミュニ

ニケについて討論が行なわれ、四時少し前に再開されたシンポジウムで全員一致で共同コミュニケーションが採択されて全日程をおえた。

二

シンポジウムは、全体的として、極めて友好的な雰囲気の中、スムーズに行なわれた。労働組合の国際的な連帯は世界労連の主催する国際会議にも、わが国の単組もしばしば代表やオブザーバを派遣するなど近年一定の前進をしており、また今回の会合は文字通りシンポジウムであって何らかの方針を決議するというような課題をもつものではなかったから、あるいみでは参加者すべてが気軽に討論に参加することができたから、友好的な雰囲気で行なわれるのは当然といえは当然であった。しかし、世界労連は、一九六八年二月にイタリアのトリノで職業訓練にかんする世界労働組合会議を開催し、そこで職業訓練にかんする労働組合活動の諸原則をもち込んだ「職業訓練憲章」を採択したのだが、このトリノ会議に参加した総評代表はこの憲章を継続

審議とすることを主張して採択にさしおいては保留の態度をとったこと、今回参加した国の労組代表はこの「職業訓練憲章」にむしる積極的に賛成していたことなどを思いあわせると、シンポジウムが友好的な雰囲気のもとで行なわれたことの意義は大きいといわなくてはならない。わが国の参加者をふくめ諸外国の代表はすべて、総評が憲章にたいしてとった態度を問題とすることはなかった（運営委員会の席上でほんの少し話題になった程度）。

外国代表は、むしろ、職業訓練・職業教育のもつ重要性を確認し、共通の理解をもつようにとめ、そのためにも各国の（というより日本の）当面している特殊な事情を理解しようとしていて、互いに思われた。会議がスムーズに行なわれたということにも、ひとこと注釈を加える必要がある。参加した五か国代表団には、相互に共通な国語がただの一つもなかった。だからたとえば日本代表団の基調報告は、日・独・ロ・仏・伊の五か国語で用意しなければならなかった。討論では、たとえばイタリア代表の発言は、日本語に翻訳され、その日本語が各国語

に翻訳されたのである。このような障害をこえて、会議がスムーズに行なわれたことについては、各代表団にたいしての通訳（ソ連以外はすべて邦人）が決定的ともいえる重要な役割を果たした。それぞれの通訳が、労働問題や職業訓練の問題にかんしても一定の理解をもっていたことが、会議をスムーズに進行することを可能にしたのである。

外国代表の発言のうち、筆者の印象に強く残ったものを紹介しておく。技術革新のすすむなかでの労働問題・職業訓練問題に関して、イタリア代表はつぎのようにつづけた。（筆者のメモによる）「技術革新がすすむと、あるタイプの労働は急速にその必要性を失う。生産過程が変り、それに要する労働能力が変ってくる、資本家は、労働能力が低下したから賃下げたいというのがこれは間違っている。賃金は元来資格（と通訳されたが、英語でいえば qualification にあたり、「熟練の程度を示す資格」あるいは「熟練」といったほうが適切かもしれない）をもとにして支払われる。資本家は、労働者を低いランクに位置づけて賃金原資を引

き下げようとしてくる。この点で、賃上げは重要な問題となっている。もう一つは労働市場に関連する問題で、これには量の問題と質の問題とがある。イタリアでは、慢性的な失業が存在するので、単純労働者が労働からはじき出され、単純労働者と熟練労働者の地位の差がせばまっている。こうした点で、①完全雇用を要求するたたかい、②新しい技術についての職業訓練を要求するたたかい、③労働者の資格を工場に承認させ、賃金を保障させるたたかい、が重要になっていく。職業訓練については、基礎教育が重要であり、われわれは最近、義務教育を八か年に延長させたところである。職業訓練にかんする要求は、①学校とその教育内容の民主化、②訓練基準を革新し、教授陣を強化すること、③職業紹介の強化、計画的な雇用の発展、④産業別訓練計画の発展、などにまとめることができる。このたたかいでの相手は資本家と国家である。「国情や労働慣行のちがいは当然としても、職業訓練をめぐるたたかいが、教育との関係、労働運動での位置づけなどの点で明確にされているこ

となど、学ぶ点が多かったように思われる。このことはフランスの発言にもいえることである。フランスは、「技術革新は新しい資格(qualification)を必要としており、とりわけ、青年労働者は高い地位にのぼりたいと望んでいる。ところが、雇用の保障や熟練の格付けの問題は、職業教育をうける権利と結びついている」という。同代表はまた、「社会主義の実現こそが一般教育と職業教育の全問題を解決すると考えるが、CGTはこのような未来のためにだけでなく、現在のためにもたたかっている。職業教育は近代的手段が必要であり、それは公的なものでなければならぬが、ここでは①一般教育を重視すること、②職業的適応を可能にする多面的なものとする、③雇用を可能ならしめるものであること、などを要求している」とのべた。フランスはまた、このたたかいに関連して一九七〇年に結ばれた「職業訓練および職能改善に関する全国協定」についてのべた。

もちろん、社会主義国代表の発言にも、重要な示唆に富む内容がふくまれていたが、FDGB代表が、ドイツ民主共和国の職業訓練政策において、科学・技術革命の進展するなかで、多くの職種が生まれることを防ぎ、誰もが一つの専門を身につけることをめざして、現存する多様な職種を統合した基本職種という概念を導入し、その訓練を発展させようと努力しているとのべたことは、いわゆる多様化政策に反対してたたかっているわが国の教育関係者に大きな示唆を与えるものであったと思われる。

共同コミュニケーションのなかには、「職業訓練や労働者の継続的訓練は、高度な民主主義的な一般教育を基盤にしてのみ発展しうるものである」というくだりがあり、また、「職業訓練と再訓練は、国家の責任に属さなければならない。国は労働者にたいして、職を身につける権利と全生涯にわたって再教育をうける権利を保証しなければならない。このことは社会主義国ではすでに実現されている」とものべられている。今回のシンポジウムは職業訓練をめぐるたたかいの経験を交流することが、こんごますます重要になってくることを教えている。

(佐々木 享 専修大学)